

アクションプランの進捗状況について

1 アクションプランの概要

(1) 位置付け

実質化された「人・農地プラン」の『実践』を強力に進めていくに当たり、関係機関が連携して支援する体制を構築し、その行動指針を明確にするもの。

(2) 推進期間

令和4年度～令和6年度（3年間）

2 経過

(1) プロジェクト会議関連

期日/会議名称	内容	参集者
4月6日 事務局会議	○R3の振り返り、R4新体制の方向合わせ ・プロジェクト会議の進め方 ・アクションプラン、地域支援チーム、 課題解決検討チームの概要説明	やまがた農業支援センター、 山形県農業会議、 農業経営課、農村整備課
4月8日 拡大事務局会議	・令和4年度のスケジュール	事務局会議メンバー ＋地域連携推進員、 各支庁農業振興課

(2) 地域支援チーム関連

期日/会議名称	内容	参集者
4月27日 地域支援チーム 連絡会議	○活動開始に当たっての情報共有 ・地域支援チームの進め方 ・支援対象候補の情報共有	事務局会議メンバー ＋地域連携推進員、 各支庁農業振興課
5月31日 地域支援チーム 連絡会議	○具体の進め方に係る情報共有 ・地域支援チームの進捗状況 ・県内外の先行事例の共有	事務局会議メンバー ＋地域連携推進員、 各支庁農業振興課

(3) 課題解決検討チーム関連

期日/会議名称	内容	参集者
5月9日 検討チーム長 打合せ会議	○各検討チームの進め方に係る意見交換 ・支援対象地域の選定方法 ・スケジュール	山形県農業会議(中山間地チー ム長)、農業経営課(樹園地継承 チーム長)
5月中旬～下旬 樹園地継承支援 候補と意見交換	○支援候補及び関係団体との意見交換等 ・支援受け入れ意向の聞き取り ・候補選定に係る関係団体との意見交換	支援候補市町、 やまがた農業支援センター、 農業経営課
5月31日 樹園地継承 支援関係者会議	○樹園地継承チームの支援地域の選定 ・支援地域として、東根市、朝日町を 選定	農業経営課、 各支庁農業振興課

(4) その他

期日/会議名称	内容	参集者
4月～5月 市町村との 意見交換会	○4町村農業委員会・農林課との意見交換 ※25市町村は令和3年度に訪問し実施 未訪問6町は6月～7月に実施予定	農業委員長、農林課長、 事務局会議メンバー など

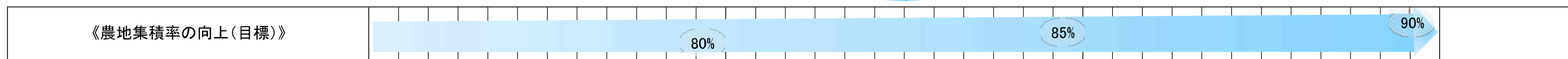
山形県農地集積・集約化プロジェクト アクションプラン ロードマップ

作成日: 令和4年6月15日 (ロードマップは進捗状況を踏まえて随時見直し)

取組内容等	取組主体	令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和6年度末 到達目標 (ゴール)									
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期										
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
プロジェクト(PJ)会議	農業委員会代表(寒河江市、新庄市、米沢市、鶴岡市)、市町村代表(山形市、長井市、尾花沢市、庄内町)、農業協同組合中央会、農業支援センター、農業会議、土地連、県、総合支庁	会議開催 (進捗共有)	会議開催 (支援策など 施策の協議・ 検討)		会議開催 (R4の進捗の 評価、R5の取 組共有)	会議開催 (進捗共有)	会議開催 (支援策など 施策の協議・ 検討)		会議開催 (R5の進捗の 評価、R6の取 組共有)	会議開催 (進捗共有)	会議開催 (取組の総評、 R7~展開の協 議・検討)		会議開催 (R7~アクト ンプラン策定)	県全体の農地集積率 の向上									
地域支援チーム	総合支庁(チーム長:農業振興課)、農業会議、農業支援センター、土地連、農業経営課等	地域の課題・要望の把握	支援対象として選定したモデル地区2箇所(総合支庁毎)に対する伴走型支援(人・農地プランの実行に向けた話し合いに対する支援、目標地図の作成に向けた支援、法人設立に向けた支援など)の実施																支援したモデル地区 (各2箇所)における農 地集積率の向上				
樹園地継承課題解決検討チーム	県(チーム長:農業経営課)、総合支庁、農業支援センター、市町村、農業委員会、JA、生産者代表等	対象地域、樹種の検討・選定	継承手法や支援策の検討	モデル地区2箇所(平場、中山間地)に対し、既決予算で可能な支援の実施																モデル地区(2箇所)へ の支援を通し、有効な 継承手法の設定			
中山間地課題解決検討チーム	農業会議(チーム長)、県、総合支庁、市町村、農業委員会、JA、生産者代表等	課題解決に係る勉強会開催	モデル地区での話し合い(有効方策の提示、目指すべき姿の検討)																モデル地区(2、3箇所)への支援を通し、 中山間地の農地の有効 活用方策の設定				
各取組みを踏まえた新たな支援策の事業化(予算化)	県農業経営課等	PJ会議の検討を踏まえ、R5当初予算要求																					

(令和7年度)モデル地域への支援策を他地域へ広く横展開

人・農地プランの着実な実行・個別課題の解決による農業所得の安定・向上



樹園地継承課題解決検討チームの進捗状況等

1 主な背景（課題）

樹園地は、①機械化・省力化が難しい、②生産者の管理技術に差があり他生産者の樹園地を引き受けにくい、③手をかけた樹体への思い入れが強い、④廃業する時期の把握が難しいこと等から、集積や継承が進まず、荒廃園地の増加が懸念されている。

2 目的

高品質な果樹の生産力の維持と果樹農家における所得の維持・向上を図るため、県・市町村・関係機関が一体となり、課題解決に取り組む地域とともに、樹園地の継承を促進する有効な手法を検討し、「果樹王国やまがた再生・強靱化協議会」において新たな仕組みを作り、円滑な継承につなげる。

3 内容（令和4年度）

- (1) 現地検討会の開催による樹園地継承に係る現状・課題の把握
- (2) 現地検討会を踏まえた樹園地継承の手法*の検討

※手法（想定例）

- ・「樹園地の目標地図」の作成・見える化
- ・担い手への樹園地集積に向けた中長期ロードマップの作成
- ・離農予定者のリスト化に向けた意向調査（農地・機械の扱い等も併せて調査）
- ・離農予定者と継承希望者とのマッチング
- ・継承希望者へ技術指導する仕組みの導入 など

4 対象エリア・樹種

NO	対象エリア	樹種	備考（選定の背景）
1	東根市	さくらんぼ (平場の樹園地)	県を代表するさくらんぼで 第一の作付面積
2	朝日町	りんご (中山間の樹園地)	中山間を代表する樹園地

5 スケジュール

- ・ 5月31日 対象エリア・樹種の選定
- ・ 7月上旬～ さくらんぼ・りんごの各現地検討会の開催
- ・ 7月下旬～ 各チーム構成員において継承手法や支援策を検討会議の開催
- ・ 9月下旬 農地集積・集約化プロジェクト会議において継承手法の提案
- ・ 10月～ 継承手法の実行（可能なところから）

中山間地課題解決検討チームの進捗状況等

1 主な背景（課題）

中山間地は、①急傾斜・アクセス不便等により担い手への集積が困難であること、②高齢化により受け手がないこと、③条件不利地を里山に返した場合に緩衝地帯がなくなり鳥獣被害が心配されること等から、遊休農地や荒廃園地の増加が懸念されている。

2 目的

中山間地集落を維持するため、県・市町村・関係機関が一体となり、課題解決に取り組む地域とともに、高齢化による離農や担い手人口の減少等により生じた、遊休農地の有効活用方策を検討し、中山間地の遊休農地の解消につなげる。

3 内容（令和4年度）

- (1) 機運醸成に向けて中山間地域を対象に先進事例を学ぶ勉強会の開催
- (2) 勉強会の参加地域からチームの対象地域を選定のうえ、チーム構成員で対象地域に合った有効活用方策（素案）の検討

※有効活用方策（想定例）

- ・斜面を有効活用した作物の展開
- ・鳥獣被害防止バッファゾーンとしての活用 など

4 スケジュール

- ・ 7月～8月 先進事例を学ぶ勉強会の開催
- ・ 9月 勉強会の参加地域からチームの対象地域の選定
- ・ 12月 チーム構成員において遊休農地活用方策（素案）の検討
- ・ 1月 有効活用方策（素案）を提案

地域支援チームの進捗状況等

No	項目	村山総合支庁	最上総合支庁
1	実施した取組み		<ul style="list-style-type: none"> 管内全市町村・全JAを訪問、チームの活動内容を説明し、支援が必要な場合は積極的に要望いただくよう依頼済み。 5/20 に地域支援チームを立ち上げ、プロジェクト会議を設置した背景や目的、管内の地域の状況等について、メンバー（支庁関係課、支援センター（推進員））間で共有を図ったほか、支援地区の選定に係る話し合いを行った。（ただし、支援地区の選定にまでは至らず。）
2	今後の取組み予定	<ul style="list-style-type: none"> 管内 14 市町の現状・課題を把握するために意見交換会の実施を検討予定。 6 月 16 日に村山地域支援チーム会議を開催し、チーム構成員と情報を共有して支援対象候補について検討する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 当面は、各メンバーと個別に連絡調整を図りながら支援地区の選定に向けた作業等を進める予定。
3	支援地区の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度より実施している農業委員会との意見交換の結果などを参考に選定する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在のところ市町村からは支援要望が出されていないため、メンバー内で改めて支援地区候補の洗出しを行った後に、候補地区関係者（市町村等）との調整作業等を経て、支援地区の選定を行う予定。
4	調整している支援地区候補の概要と取組内容 (調整中)	<p>①市町村・地区名：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要： ○取組内容： ○想定される支援内容： <p>②市町村・地区名：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要： ○取組内容： ○想定される支援内容： 	<p>①市町村・地区名：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要： ○取組内容： ○想定される支援内容： <p>②市町村・地区名：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要： ○取組内容： ○想定される支援内容：

現在、支援地区候補の検討作業中

現在、支援地区候補の検討作業中

地域支援チームの進捗状況等

No	項目	置賜総合支庁	庄内総合支庁
1	実施した取組み	<ul style="list-style-type: none"> 4/18 に地域支援チーム会議を開催。(出席者：支庁関係各課、支援センター(推進員)、土地連置賜支所) 5月20日～26日に管内市町の担当者と意見交換を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 3/17 にチームの庁内準備会議を開催し情報交換等を実施。 3/23-25 に管内市町をヒアリングし、R6 年度末までの地域計画作成について、焦りを感じていることを把握。 4/13 に J A 駐在の推進員を訪問、市町や地域により集積・集約化への意識・進み具合に差があることを把握。 5/10-11 に管内市町を再度訪問し、支援対象候補地区の有無についてヒアリングを実施。 5/17 に地域支援チームを立ち上げ、現状や課題を共有するとともに、支援対象候補地区について協議。
2	今後の取組み予定	<ul style="list-style-type: none"> 管内市町との意見交換。 市町の意見共有、支援方針検討のためのチーム会議の開催 	
3	支援地区の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> 市町との意見交換の結果などを参考に検討し、候補地区関係者(市町村等)との調整作業等を経て、支援地区の選定を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町の農政担当課や農業委員会、J A 等からの推薦を受けて選定する。
4	調整している支援地区候補の概要と取組内容 (調整中)	<p>①市町村・地区名：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要： ○取組内容： ○想定される支援内容： <p>②市町村・地区名：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要： ○取組内容： ○想定される支援内容： 	<p>①市町村・地区名：鶴岡市・未定(モデル地区・5地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要： ○取組内容：モデル地区における人・農地プラン対象地区の広域化及び地域計画の策定 ○想定される支援内容：人・農地プラン対象地区の広域化及び地域計画の策定に係る支援 <p>②市町村・地区名：未定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地区の概要：平場 ○取組内容：農地の集約化 ○想定される支援内容：農地の集約化支援

現在、支援地区候補の検討作業中

背景

農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要

【分散錯圃の状況※】

T県N市の認定農業者(水稲専作)の事例

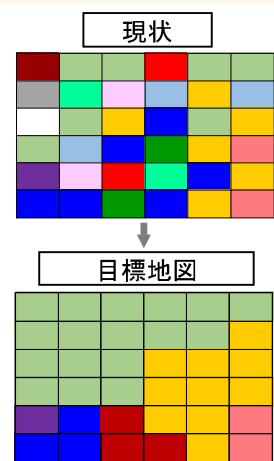


※ ・経営面積16.4haが、70力所に分散(1か所当たり平均23a。写真は一部)
・最も離れている農地間の直線距離は5km

法律案の概要

＜地域計画の策定（人・農地プランの法定化）＞

- ① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施 (基盤法第18条)
- ② これを踏まえて、市町村は、地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告
その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成 (基盤法第19条及び第20条)
 - ※ 地域計画は、施行期日から2年を経過する日までの間に策定 (附則第4条)



＜農地の集約化等＞

- ① 農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付け等を促進し、農地バンクは、農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申入れ (基盤法第21条第1項、機構法第8条第3項第3号)
- ② 通常の地域計画を策定した地域について、追加的に、地域計画の特例として、3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合、農地を貸し付けるときは農地バンクとすることを提案できる仕組みを措置 (基盤法第22条の3及び第22条の4)
- ③ 農地バンクは、地域計画の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」を策定し、農地の貸借等を促進
また、農業委員会が同計画を定めるべき旨を要請した場合、農地バンクはその内容を勘案して計画を策定 (現行の市町村の利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に統合) (機構法第18条)
- ④ 農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地を追加 (基盤法第22条の6)
- ⑤ 農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限を延長 (20年→40年) (農地法第39条第3項等)
- ⑥ 農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定を義務化 (農委法第7条第1項)

＜人の確保・育成＞

- ① 都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備 (基盤法第5条及び第11条の11)
- ② 認定農業者に係る措置
 - ア 公庫が、認定農業者向けの「資本性劣後ローン」を融資 (基盤法第13条の3)
 - イ 認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続をワンストップ化 (基盤法第12条、第13条の2及び第14条)
- ③ 農地の取得に係る下限面積要件を廃止 (旧農地法第3条第2項第5号)
- ④ 農協による農業経営に係る組合員の同意手続を緩和 (農協法第11条の50第3項)

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案の概要

令和4年3月
農林水産省

I 趣旨

農業の成長産業化及び農業所得の増大を図るため、市町村による地域農業経営基盤強化促進計画の作成について定め、当該計画の区域において担い手に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講ずるとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための措置等を講ずる。

II 法律案の概要

1 農業経営基盤強化促進法の一部改正

(1) 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の策定

① 農業者等による協議の場の設置

農業経営基盤強化促進基本構想を定めた市町村は、自然的条件等を考慮した区域ごとに、農業の将来の在り方及び農業上の利用が行われる農用地等の区域等について、農業者、農業委員会、農地中間管理機構（以下「機構」という。）、農業協同組合、土地改良区等による協議の場を設け、その協議の結果を公表する。【第18条】

② 地域計画の策定

ア 市町村は、協議結果を踏まえ、①の農用地等の区域における農業の将来の在り方、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めた計画（以下「地域計画」という。）を定める（改正法施行から2年を経過する日までの間に作成）。

【第19条第1項及び第2項並びに附則第4条】

イ 市町村は、地域計画の目標として、アの農用地等の区域において農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、これを地図に表示する。【第19条第3項】

ウ 農業委員会は、市町村の求めを受け、農業者の農業上の利用の意向等の情報を勘案して、機構等の協力を得て、イの地図の素案を作成し、市町村に提出する。

【第20条】

③ 農業委員会による利用権の設定等の促進等

ア 農業委員会は、地域計画の区域内の農用地等の所有者等に、機構への利用権の設定等（賃借権の設定等及び農作業の委託をいう。）を積極的に促す。

【第21条第1項】

イ 地域計画の区域内の農用地等の所有者等は、機構に対する利用権の設定等を行うように努める。【第21条第2項】

ウ 市町村は、地域計画の区域内の農用地等について機構への利用権の設定等が必要なときは、所有者等に機構と協議すべきことを勧告する。【第22条の2】

④ 提案に基づく地域計画の特例

ア 農業委員会又は農用地区域内の農用地等の所有者等は、機構及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、市町村に対し、全部又は一部の対象区域内の農用地等について所有者等から利用権の設定等を受ける者を機構とする旨を地域計画に定めることを提案でき、提案を受けた市町村は、当該提案に基づき地域計画を定め、又はこれを変更するか否かについて、当該提案をした者に通知する。

【第22条の3】

イ 提案を受けて定めた地域計画（有効期間付）の対象区域内の農用地等の所有者

等は、機構以外の者に利用権の設定等を行ってはならない（機構に貸し付けた農用地等について、地域計画に支障が生じるおそれがないときは、自ら借り受けることも可能）。【第22条の4】

⑤ 地域計画の区域における農用地利用集積等促進計画の策定

機構は、2の(2)の農用地利用集積等促進計画を定めるに当たっては、地域計画の達成に資するようにしなければならない。【第22条の5】

⑥ 機構関連農地整備事業の対象農用地の追加

機構関連農地整備事業の対象となる農用地に、機構が地域計画の区域内において農作業等の委託を受けている農用地を追加する。【第22条の6】

⑦ 地域計画の区域における農用地区域の除外の制限

④のアの地域計画の対象区域内の農用地等については、その有効期間中、農用地区域からの除外を制限する。【第22条の8】

(2) 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想の事項の追加

都道府県知事が定める基本方針及び市町村が定める基本構想に「農業を担う者の確保及び育成」に関する事項等を追加する。【第5条第2項及び第6条第2項】

(3) 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備等

都道府県は、農業を担う者の確保及び育成のために必要な援助を行う拠点（農業経営・就農支援センター）としての機能を担う体制を整備し、国等関係者は、情報の収集、連携協力等や援助に努める。【第11条の11及び第11条の12】

(4) 認定農業者に係る措置

① 資本性劣後ローンに係る措置

日本政策金融公庫が融資する農業経営の安定に必要な資金等で、認定農業者に係るものの据置期間を20年等を超えない範囲内とする。【第13条の3】

② 農業用施設用農地の転用許可の一体的審査

農業経営改善計画に農業用施設の整備に関する事項を記載し、市町村が都道府県知事の同意を得て認定した場合、農地転用許可があつたものとみなす。

【第12条、第13条の2及び第14条】

(5) 委託を受けて行う農作業の実施の促進

市町村は、農作業受託事業の実施者による事業の情報提供の促進等に努める。農業協同組合は、委託を受けて行う農作業の実施を促進するほか、自ら委託を受けて農作業を行うように努める。【第26条の2及び第27条】

2 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

(1) 機構が行う事業の範囲の拡大等

① 機構の事業に、農作業等の受委託を追加する。【第2条第3項】

② 機構は、地域計画の区域において事業を重点的に行い、区域内の農用地等の所有者等に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申し入れる。

【第8条第3項第3号及び第17条第2項】

③ 機構は、これまで農用地等の借受希望者の公募を前提に事業を行ってきたことに替えて、地域計画の達成に資することを旨として事業を行う。

【第8条第3項第4号】

(2) 農用地利用集積等促進計画の策定

① 農用地利用集積計画の機構計画への統合

ア 機構は、農業委員会等の意見を聴いて、農用地等の貸借等及び農作業等受委託について定める農用地利用集積等促進計画（以下「集積等計画」という。）を定

め、都道府県知事の認可を受けなければならない（現行の機構の農用地利用配分計画と現行基盤法の市町村による農用地利用集積計画を統合）。

【第18条第1項及び第3項】

イ 農業委員会は、集積等計画を定めるべき旨を機構に要請することができ、機構は、要請内容を勘案して計画を定める。

【第18条第11項及び第12項】

ウ アの認可の公告があったときは、集積等計画の定めるところにより賃借等に係る権利が設定等され、又は委託契約が締結されたものとみなす。

【第18条第8項及び第9項】

② 共有の農用地等に係る利用権の存続期間の延長

共有の農用地等（共有者が不明な場合を含む。）に関し設定される利用権の存続期間の上限を20年から40年に延長する。【第18条第5項第4号、第22条の2第1項】

3 農業委員会等に関する法律の一部改正

農地利用最適化推進指針について、定めなければならないことに変更する。

【第7条第1項】

4 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

農用地区域からの除外要件に地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを追加する。

【第13条第2項】

5 農地法の一部改正

① 農地等の権利取得時の下限面積要件を廃止する。 【旧第3条第2項第5号】

② 遊休農地に関し都道府県知事の裁定により機構に設定される賃借権の存続期間の上限を20年から40年に延長する。

【第39条第3項】

6 農業協同組合法の一部改正

農業協同組合による農業経営に係る組合員の同意手続について、総会に総組合員等の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による決議に緩和する。

【第11条の50第3項】

7 施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（令和5年4月1日を想定）とする。

〔人・農地関連法案〕

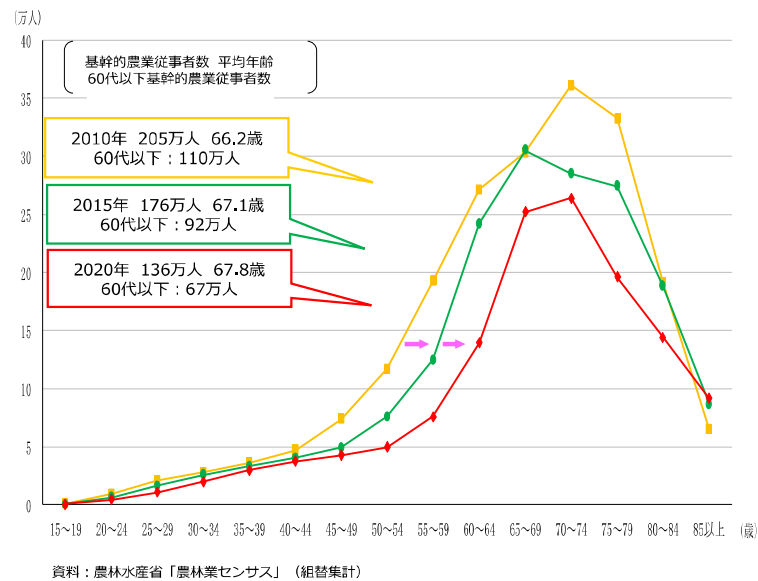
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（参考資料）

令和4年3月
農林水産省 経営局

1 農地等をめぐる状況

- 我が国において、**高齢化・人口減少が本格化**する中で、**農業者の減少**や**耕作放棄地の拡大**がさらに加速化し、**地域の農地が適切に利用されなくなる懸念**
- 生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、**農地が利用されやすくなるよう**、目指すべき**将来の具体的な利用の姿**等を描き、**分散錯圃の状況を解消**して、**農地の集約化**等を進めるとともに、**人の確保・育成を図る措置**を講ずることが必要

○ 基幹的農業従事者の減少と高齢化が進展



○ 担い手であっても経営農地が小さな区画で分散 (分散錯圃)



経営面積**16.4ha**が、**70か所**に分散して存在
最も離れている**農地間**の直線距離は**5 km**

2 地域計画（人・農地プラン）の策定

- **市町村**は、地域における農業の将来の在り方等について、**協議の場**を設け、協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、「**地域計画**」（人・農地プラン）を策定

地域で農業の将来の在り方等を協議

市町村は、**自然的経済的社会的諸条件を考慮した区域**ごとに、**農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区**等の関係者による**協議の場**を設置し、次を話し合い

- ① 区域における**農業の将来の在り方**
- ② 区域における**農業上の利用が行われる農用地等の区域**（※）
- ③ その他**農用地の効率的かつ総合的な利用**を図るために必要な事項



※協議の中で、（緑）農業上の利用が行われる区域と（茶）保全等・林地化を進める区域に整理

緑の区域：農業経営基盤強化法に基づく地域計画へ
茶の区域：農山漁村活性化法に基づく活性化計画へ

市町村は、協議の結果を公表

市町村が地域計画を策定

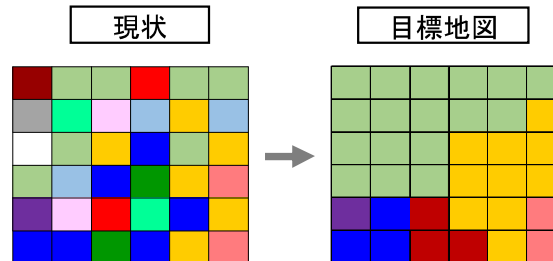
○市町村は、次を定めた地域計画（案）を作成

- ①地域計画の**区域**
- ②①の区域における**農業の将来の在り方**
- ③②に向けた**農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標** 等

○市町村は、③の目標として、**農業を担う者ごとに利用する農用地等**を定め、これを**地図に表示**（「**目標地図**」）

○目標地図の**素案**は、**農業委員会**が市町村の求めを受けて作成

※目標地図のイメージ

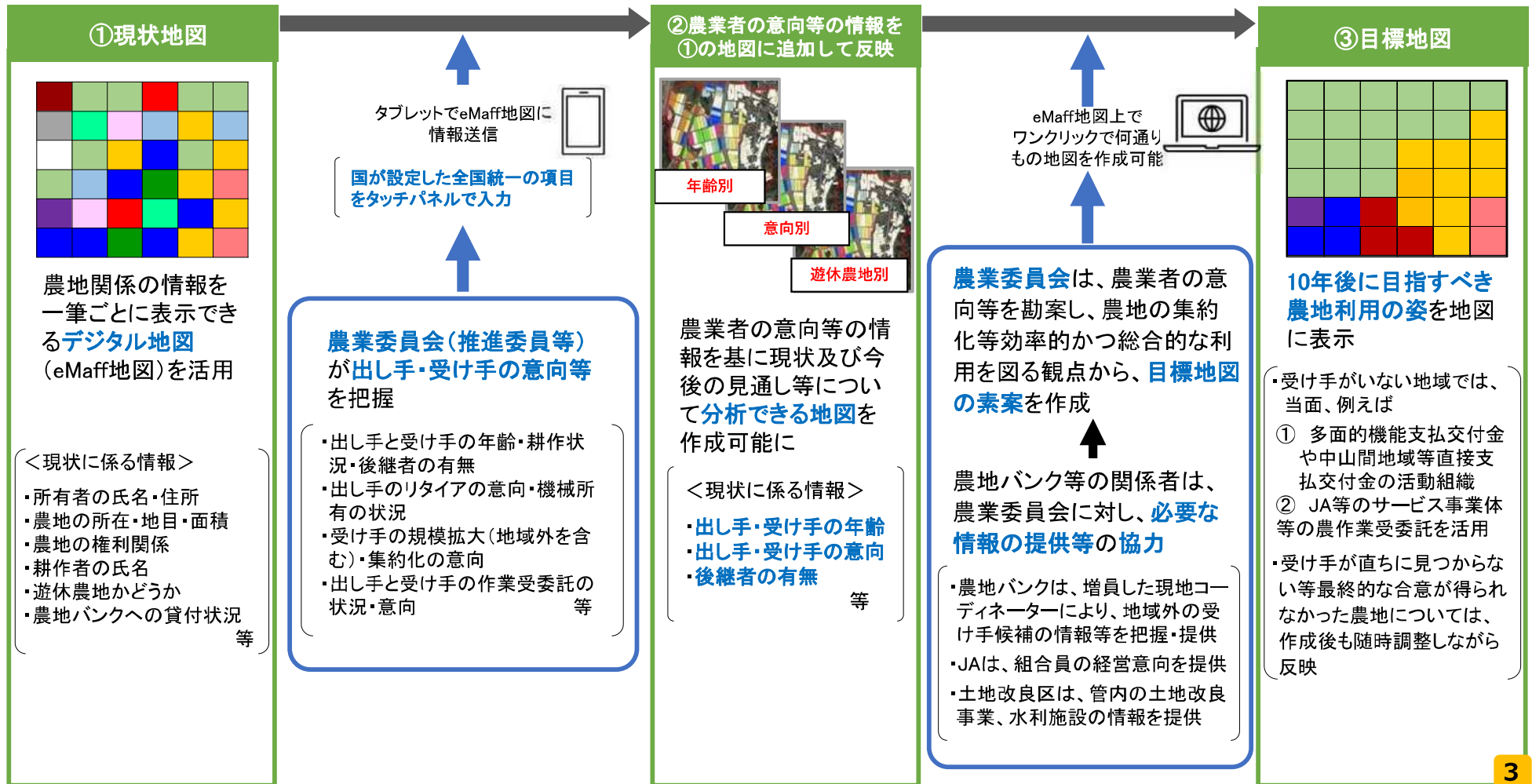


農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の意見を聴取等

市町村は、地域計画を公告

3 目標地図の作成

- 農業委員会は、**農業者の意向等**の情報を勘案して、農地バンク、JA、土地改良区等の**関係者の協力**を得て、**目標地図の素案を作成し、市町村に提出**
- 目標地図を含め地域計画は、**施行期日から起算して2年を経過する日までの間に作成**
(周知期間と合わせて**3年程度の作成期間**を設定)



4 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組①

- 今後は、地域の共通の目標である地域計画（目標地図）の達成に向けて、農業委員会が中心となって、関係機関が連携して取組を推進
- 農地バンクは、分散している農地をまとめて引き受けて、一団の形で受け手に再配分する機能を有し、農家負担ゼロの基盤整備事業・地域集積協力金等も活用し、これによる集約化等の取組（従来の貸借＋農作業受委託）を促進

地域計画の策定

農業委員会による目標地図（素案）を基に、市町村は地域計画を策定

具体的な貸付け等の働きかけ（通常）

農業委員会が中心となって、地域計画の達成に向けて、関係機関が連携して、農地バンクへの貸付け等の働きかけを実施

〔農地バンクは、公募を前提に事業を行ってきたことに替えて、地域計画の達成に資するよう事業を実施〕

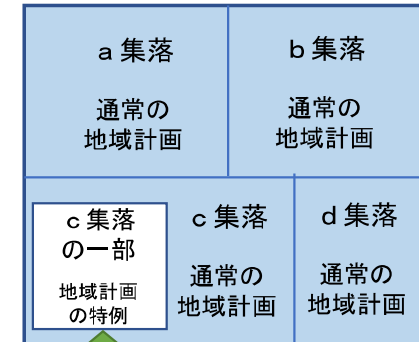
- ◆ 農業委員会は、地域計画の達成に向けて、農地バンクへの貸付け等を積極的に促進
- ◆ 農地バンクは、所有者等に対して農地中間管理権の取得等に関する協議を積極的に申入れ
- ◆ 市町村は、農地バンクへの利用権の設定等が必要と認めるときは、所有者等に農地バンクと協議すべき旨を勧告

【地域計画の特例も可能】

通常地域計画を策定した地域の全部又は一部の地域について、追加的に、農用地等の所有者等又は農業委員会は、農地バンク及び所有者等の3分の2以上の同意を得て、農地バンクに利用権の設定等を行う旨を市町村に対し提案することができる（現在も同様の仕組みあり）

提案を受けた市町村が、特例の地域計画として策定する場合は、所有者等は農地を貸し付けるときは農地バンクとする（自己戻しも可）

A市



〔特に意欲の高い区域〕
3分の2の同意を得て、農地バンクに区域の農地を貸し付け、集約化に積極的に取り組むところ

権利の設定等

- 農業委員会の意見を聴いて、農地バンクは、貸借や農作業受託等について定める農用地利用集積等促進計画を策定（現行の農地バンクの農用地利用配分計画と市町村による農用地利用集積計画を統合）
- 農業委員会は、同計画を定めるべき旨を農地バンクに要請でき、農地バンクは要請内容を勘案して計画を策定
 - ・農用地利用集積等促進計画の添付書類の簡素化や事務処理の迅速化を実施
 - ・都道府県条例の改正による都道府県知事の認可権限の市町村長への委譲も可能

4 地域計画（目標地図）の達成に向けた取組②

- 地域計画（目標計画）の達成に向けた取組を推進するため、農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備事業）の特例や、遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定期間の引上げ等を措置

農地中間管理機構関連事業（農家負担ゼロの基盤整備）の特例等

[現行]

- ① 農地バンクが借り受けている農用地が対象
- ② 対象事業は、区画整理・農用地造成のみ

[見直しの内容]

- ① 地域計画の区域内で、農地バンクが農作業等を受託している農用地も対象に追加



(土地改良法の一部を改正する法律案)

- ② 対象事業に農業用排水施設、農業用道路等の整備を追加

遊休農地・所有者不明農地に対する利用権設定の見直し

[現行]

- 遊休農地・所有者不明農地について、都道府県知事の裁定により農地バンクに利用権を設定する場合、期間の上限は20年

[見直しの内容]

- 裁定により農地バンクに設定される利用権の期間の上限を20年から40年に引上げ、農地の受け手のニーズに応じた長期間の貸付けが可能に

[遊休農地が解消された事例]



農用地区域からの除外に係る要件の追加

[現行]

- 農地転用のための農用地区域からの除外は、農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で農用地区域以外に代替すべき土地がないこと等の要件を満たす必要

[見直しの内容]

- 農地転用のための農用地区域からの除外の要件に「地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること」を追加

農地利用最適化推進指針の策定

[現行]

- 農業委員会は、農地利用の最適化の推進（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）について、推進の目標及び方法を定めた指針（農地利用最適化推進指針）を定めるよう努めなければならない

[見直しの内容]

- 農業委員会は、農地利用最適化推進指針を定めなければならない

5 人の確保・育成

- 都道府県知事が定める**基本方針**及び市町村が定める**基本構想**において、「**農業を担う者の確保・育成**」に関する事項等を追加
- 都道府県は、**農業を担う者の確保・育成**のために必要な援助を行う拠点（**農業経営・就農支援センター**）を整備し、国等関係者は、**情報の収集、連携協力**等や援助に努める
- **認定農業者の事業展開**等について**資金面等で後押し**。また、農地の利用を支える取組として、サービス事業体やJA等による**委託を受けて行う農作業の実施を促進**

農業経営・就農支援センターの整備

- 都道府県は、市町村、農業委員会、農地バンク、JA等の関係機関と連携協力して、**農業経営・就農支援センターを整備**し、経営サポート・就農サポートを一括して実施（現在、青年農業者等育成センターのみを位置付け）

経営サポート

- ・ 農業経営の改善
- ・ 円滑な継承
- ・ 法人化 等

↓

農業者の課題解決に向け、社会保険労務士、税理士、中小企業診断士等の専門家がアドバイス

就農サポート

就農希望者等の相談に応じて、

- ・ データベースを活用した就農に関する情報提供

〔 農業体験、研修機関等の情報 〕

- ・ 就農候補市町村との調整等を実施

下限面積要件の廃止

- 農地を利用しやすくするため、農地等の権利取得時の**下限面積要件を廃止**

〔 ※ 現行の下限面積は、原則、都府県50a以上、北海道2ha以上となっているが、約7割の市町村がこれを引き下げ 〕

農業者の事業展開の促進

- **認定農業者**の財務基盤の強化を図るため、「**資本金劣後ローン**」を日本政策金融公庫が融資する資金で措置（**据置期間の範囲を延長**）

農業経営の安定に必要な資金	3年以内	→	20年以内
施設の改良等に必要な資金	8年以内	→	25年以内

〔 ※ 資本金劣後ローン
長期間にわたり元本返済が不要であるなど融資条件の面で、負債ではなく、資本に準じたものとして取り扱われるローン 〕

- 認定農業者が**農業用施設の整備**に取り組みやすくなるよう、**農業経営改善計画**に**施設整備に関する事項を記載**し、市町村が都道府県知事の同意を得て認定した場合、**農地転用許可**があったものとみなす

農地の利用を支える取組の推進

- JAが**農業経営**を行いやすくするため、組合員の書面による同意**手続を緩和** ※

〔 現行 〕 総組合員等の 2/3以上 の 書面同意	▶	〔 見直しの内容 〕 総会（総組合員等の 半数以上 の出席）で の 2/3以上の決議
--	---	--

※ 組合員1,200人超のJAは既に緩和済み

- 委託を受けて行う農作業の実施を促進するため、農作業受託事業の実施者による事業の**情報提供**、**JA自らの農作業受託**等を促進

ドローンによる防除



(参考) 農地バンクを活用した場合のメリット措置

農家負担ゼロの基盤整備事業（機構関連事業）

- 事業施工地域の全ての農用地について、農地中間管理権が設定されていること等の要件を満たす場合、**農家負担ゼロ**のほ場整備事業の実施が可能

(※) 改正土地改良法案では、農業水利施設等も対象とする予定

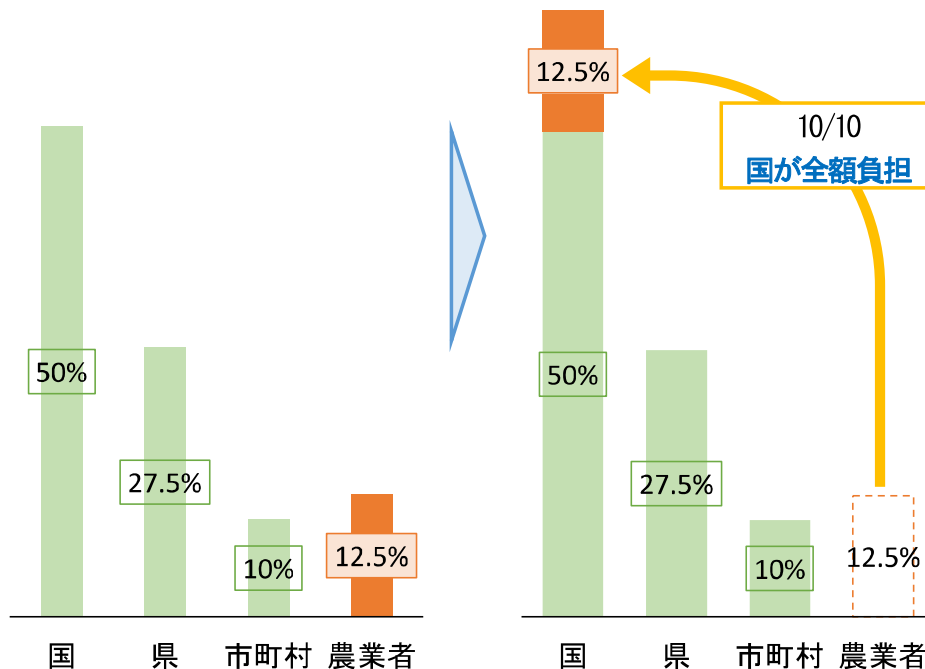
機構集積協力金

- 地域の農地を**農地バンクに貸し付けた割合**に応じて協力金を交付
- 農地バンクが貸し付けた農地の**集約化割合**に応じて奨励金を交付

(令和4年度当初予算概算決定)

通常のほ場整備事業

機構関連事業



地域集積協力金

- 地域において、まとまった農地を農地バンクへ貸し付けた場合、協力金を交付(農作業委託の場合、単価は貸付の2分の1)

農地バンクの活用率		交付単価
一般地域	中山間地域	
20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
	80%超	3.4万円/10a

集約化奨励金

- 地域の農地の団地面積の増加割合に応じて奨励金を交付(農作業受託の場合、単価は貸付の2分の1)

地域の団地面積の割合	交付単価
10ポイント以上増加	1.0万円/10a
20ポイント以上増加	3.0万円/10a

(参考) 農地集積・集約化の事例①

(田)

(畑)

K県A市Y地区

E県U市T地区

「取組のポイント」

「取組のポイント」

- 土地改良区と連携し、農地バンク事業とほ場整備事業を一体的に実施。地域外の担い手も招致し、地域の農地の団地数が半減

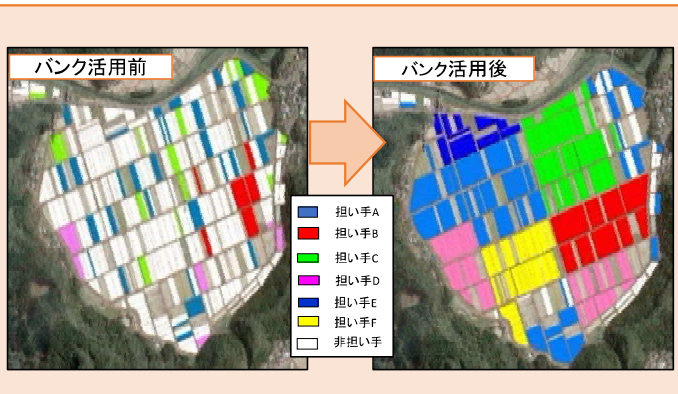
- 複数の若手農業者の法人設立の支援とともに、農家負担ゼロの基盤整備事業により、急傾斜地の樹園地を担い手へ100%集積

取組の内容

取組の内容

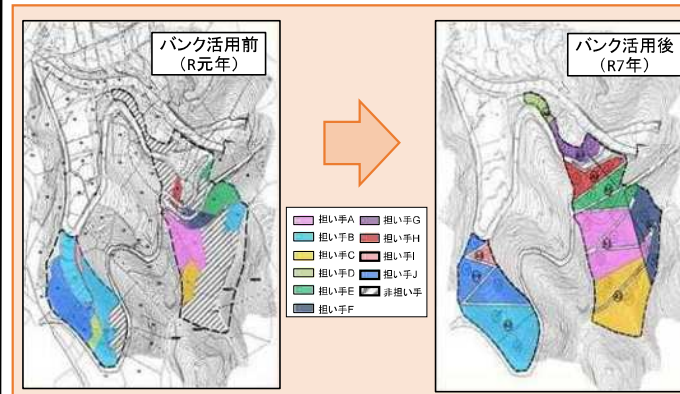
- ① 農地バンクの現地コーディネーターが、土地改良区と連携し、農地バンク事業・ほ場整備事業の実施に当たり、現地説明会・戸別訪問により、地区内に加えて地区外の農業者の意向も確認
- ② 意向の確認に当たっては、農業委員会の協力も得て、水土里ネット・農地台帳等を基に作成した将来の農地利用の姿を農業者に説明し、農業者の合意を取付け

- ① 西日本豪雨の被災地であるミカン園地の復興に当たり、農地バンクの本部職員が複数の若手経営者による法人の設立を推進。相続未登記農地の所有者探索や農地バンクへの利用権設定(15年)を実施
- ② 併せて、園地の集積・集約化に向け、農家負担ゼロの基盤整備を実施すべく、市と連携し、現地説明会を実施。地区内の全農地を農地バンクが借り受け、①の法人等の担い手に転貸予定(令和7年)



取組の成果

- 担い手への農地集積率
28% → 72%
- 担い手の平均経営面積
1ha → 8ha
- 担い手の利用する団地数
17か所 → 8か所
- 耕作者数
188名 → 80名



取組の成果

- 担い手への農地集積率
37% → 100%(予定)
- 担い手の平均経営面積
0.2ha → 0.3ha
- 担い手の平均団地面積
0.1ha → 0.3ha
- 耕作者数
80名 → 10名

(参考) 農地集積・集約化の事例②

(田)

(畑)

A県K市M地区

H県T市N地区

「取組のポイント」

- 土地改良区と連携し、2市に跨る基盤整備済の農地について、農地バンク事業を実施し、担い手に農地を100%集積

「取組のポイント」

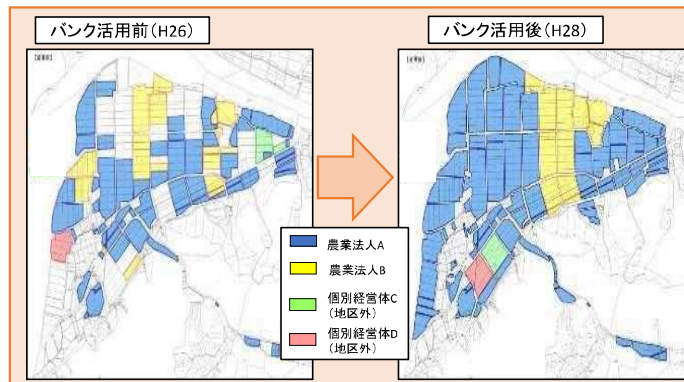
- 市・農業委員会・水利組合と連携し、地域外の新規就農者を招致し、地域の農地の過半を集積

取組の内容

- ① 農地バンクの現地コーディネーターが、2市(K市、O市)に跨る**基盤整備済の分散農地の集約化**を進めるため、**土地改良区と連携し、集落座談会や戸別訪問**により農業者の意向を確認し、**中間管理権**を取得
- ② **法人の分散している農地や地区外の担い手の農地を1か所にまとめる**など、将来の農地利用の姿を**地図で提示**し、農地バンクにより地域内の**全農地を担い手に集積**

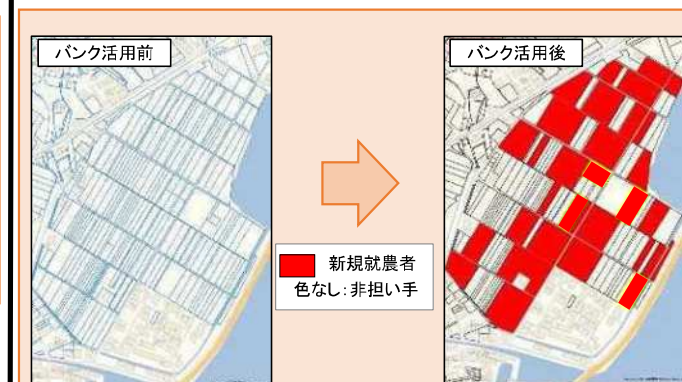
取組の内容

- ① 高齢者や不在地主が増加する中、農地バンクが、**Uターンの新規就農希望者からの相談**を受け、市・農業委員会・地域水利組合と連携し、地権者に対し、**新規就農希望者への農地の貸付け意向**を確認
- ② この意向を基に、農地バンクの**現地コーディネーターが地図を作成**し、関係機関で話し合いを行った後、**新規就農希望者を人・農地プランに位置付け**、当該者に地域の農地の過半を集積・集約化



取組の成果

- 担い手への集積率 **67% → 100%**
- 担い手の平均経営面積 **12ha → 18ha**
- 担い手の平均団地面積 **1.7ha → 9.2ha**
- 耕作者数 **12名 → 4名**



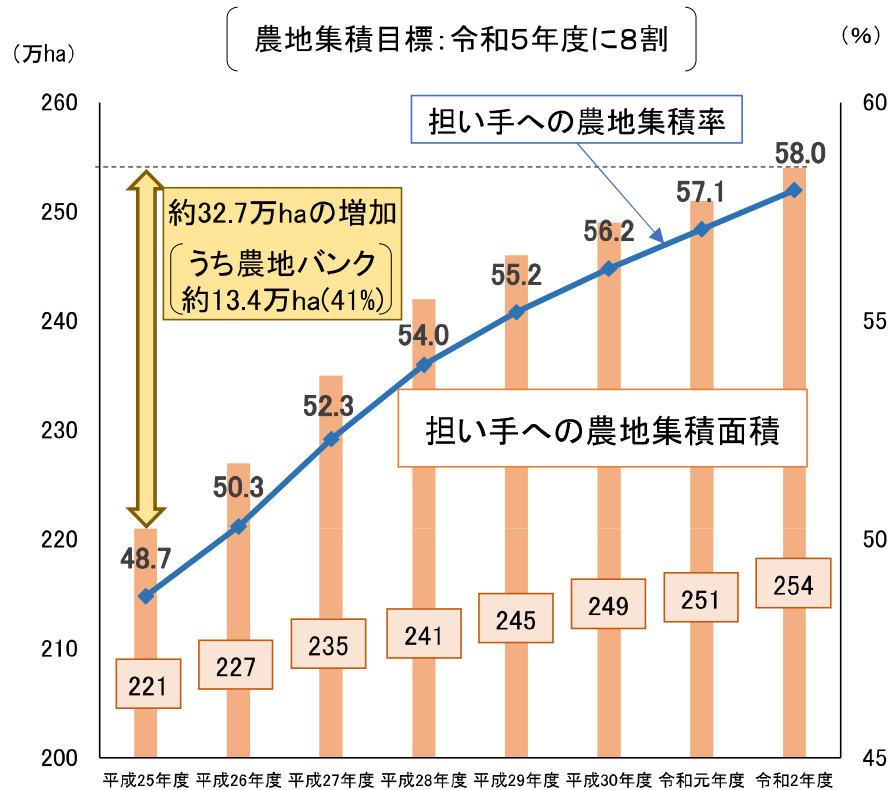
取組の成果

- 担い手への集積率 **0% → 54%**
- 担い手の平均経営面積 **0ha → 5ha**
- 担い手の平均団地面積 **0ha → 2ha**
- 耕作者数 **40名 → 7名**

(参考) 担い手への農地集積面積に占める農地バンクの実績

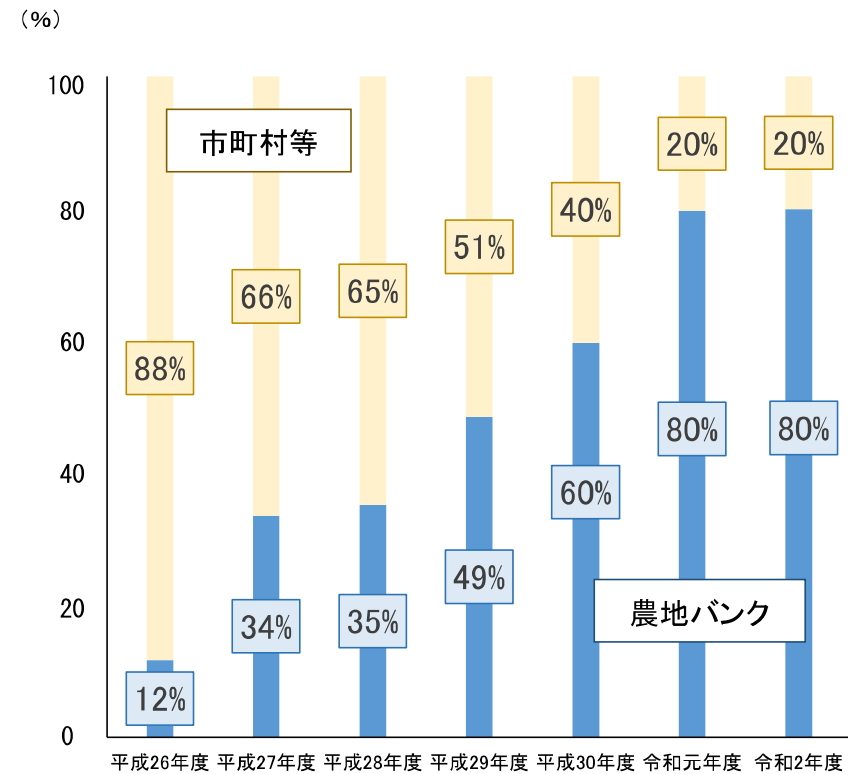
- 令和5年度末までに全農地の8割を担い手に集積するという目標に対して、令和2年度の農地集積率は58.0%であり、目標の達成に向けて更なる取組の加速化が必要
- 令和2年度の担い手への農地集積面積は約254万haであり、農地バンク創設前の平成25年度に比べて約32万7千ha増加。このうち、農地バンクによる集積面積は約13万4千haと全体の4割超
- 担い手への農地集積面積に占める農地バンクの割合は年々増加傾向にあり、令和2年度は80%

担い手への農地集積面積と農地集積率



※ 上記の集積面積は、所有地・借入地・特定農作業受託地から構成

毎年の担い手への農地集積面積の増加分



※ 各年度の担い手への農地集積面積の増加分における農地バンクを経由した権利設定の割合

今後のスケジュールについて
～農地の集積・集約化に向けて～

○ 山形県農地集積・集約化プロジェクト会議

令和4年9月下旬 第4回会議

- ・ 取組状況の共有
- ・ 予算要求を見据えた次年度以降の支援方針案について協議

令和5年3月中旬 第5回会議

- ・ 令和5年度の具体的な活動内容の決定

○ 地域支援チーム、個別課題解決チーム（当面のスケジュール）

令和4年7月～ 地域支援チームによる支援

- ・ 支援地区を選定のうえ、人・農地プランの実行に向けた話し合い、目標地図の作成などを支援

7月～ 樹園地継承現地検討会

- ・ 対象地域（東根市、朝日町）が抱える課題を把握

7月～8月 中山間地における先行事例を学ぶ勉強会

- ・ 中山間地の有効活用方法（再生見込みのない遊休農地等の鳥獣緩衝地帯としての利用）の可能性を検討

○ その他

令和4年6月 市町村農業委員会・農林課との意見交換会

～7月 未訪問の6町と意見交換会の実施

9月 優良事例研修会

～10月 人・農地プランの実行や農地の集積・集約化に向けた地域の特徴的な取組みについての事例発表型の研修会を通じた優良事例の横展開

10月 話し合いの進め方マニュアルの作成

- ・ 地域における話し合いを円滑に進めるため、標準的な話し合いの進め方マニュアルを作成し、関係機関・関係者へ配布

（時期調整中） 農業ファシリテーターの養成研修

- ・ 農業ファシリテーター養成研修を開催し、話し合いをけん引し、まとめる役割を担う人材を育成